

○ 保険業法施行規則第六十八条第三項等の規定に基づく、標準責任準備金の対象契約となる保険契約を締結する日を定める件（平成十六年十月金融庁告示第 号）

改 正 案	現 行
保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第六十八条第三項及び第百四十九条第三項の規定に基づき、標準責任準備金の対象契約となる保険契約を締結する日を次のように定める。 保険業法施行規則第六十八条第三項及び第百四十九条第三項に規定する金融庁長官が定める日は、平成十七年四月一日とする。ただし、平成十六年四月一日以降に締結する保険契約から適用することを妨げない。	（新設）